

個人情報危険度及びパソコン等セキュリティ対策基準改正の基本的な考え方に関する Q&A (抜粋)

Q1 大学教育推進機構で講義を行い、テストの答案を海事科学部へ持ち帰って採点を行いたい、これは「学外への持ち出し」に該当するのか？

A1 大学施設から大学施設への移動際して、学外移動がある場合は、「学外への持ち出し」に該当し、持ち出しに係る申請が必要です。一時的に自宅へ持ち帰る場合でも、同様に申請が必要です。

持ち出しの申請にあたっては、一定の期間内での包括的な申請を行うことができることとしておりますので、これにより申請をお願いいたします。

なお、一時的に自宅へ持ち帰る場合を除いて、部局の特殊事情として、持ち出しの取り扱いも含め本基準を参酌して、漏えいリスクを軽減する対策を定めていることを前提に部局内基準を定め運用を行うことが可能です。

例えば、「学内キャンパス間の移動に係る答案用紙やレポート（入試を除く。）の持ち出しに当たっては、鍵付きの鞆に保管し、施錠して移動する場合は、持ち出し申請を不要とする。」など

Q2～Q4 (略)

Q5 自宅に教職員連絡先名簿を持ち帰る場合や、職員の緊急連絡先名簿を持ち帰る場合は、持ち出し申請が必要か？

A5 教職員連絡先名簿や、職員の緊急連絡先名簿については、法人文書となりますので、本基準の対象内となり、持ち出しに係る申請が必要ですが、これらの名簿は危機管理に係る情報で学外に持ち出すことを想定していますので、大学の特殊事情として、漏えいリスクを軽減する対策として、部局において、当該名簿を厳重に管理し、職員個人に配布する（大学が組織として持ち出しを申請し、大学が許可を行うという考え方）ことで、所持した職員個人の持ち出し申請を不要とします。

また、職員個人が、緊急時などに必要な情報として、他の職員の連絡先を携帯電話に登録することは、法人文書に該当しないため、本基準の対象外となり、これについても申請は不要です。ただし、漏えい時の影響に配慮し、慎重な取り扱いが必要です。